



関係団体の長 殿

鳥取労働局長

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月25日に粉じん障害防止規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」といいます。）が公布され、平成26年7月31日から施行されることとなりました。

改正の内容等としましては下記のとおりとなっておりますが、貴団体におかれましても、会員事業場等に対する周知について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「規則」という。）別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、規則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

呼吸用保護具の使用が必要な作業を定める規則別表第3について、新たに第6号の2として「屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業」を加えることとしたこと。

これにより、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業については、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において行う場合に加えて屋外において行う場合についても、規則第27条（呼吸用保護具の使用）の規定が適用になるものであること。

なお、第6号の2の「屋外」とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管/車  
両等の内部」以外の場所をいうこと。

## 平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※<sup>1</sup>を使用した岩石※<sup>2</sup>・鉱物※<sup>3</sup>の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※<sup>4</sup>・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>5</sup>を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

- ※1 研磨材を使うものに限る
- ※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの
- ※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石膏など）
- ※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む
- ※5 国家検定に合格したもの

### 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

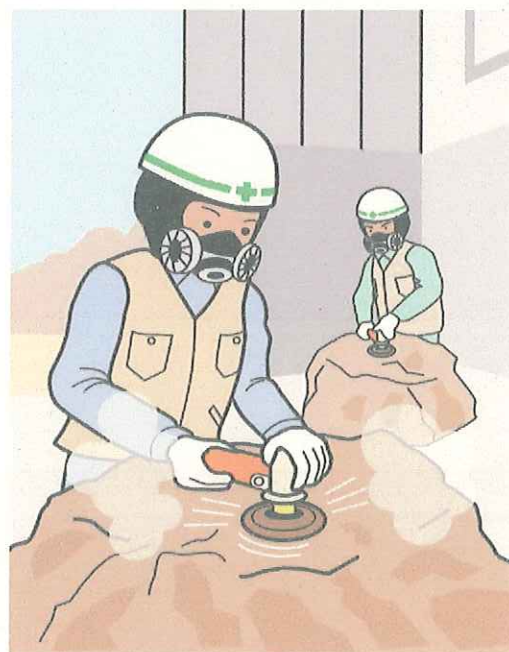
#### 【従来】

屋内で行う場合に限り、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）が必要



#### 【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）にかかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。

